

長期間の自主的避難の実行を終了した後に自主的避難等対象区域（郡山市）に滞在中の申立人ら家族（大人2名、子供1名）に、放射能から少しでも逃れるために週末などに会津、仙台、宇都宮等への短期の避難を実行するのに要した平成24年及び同25年の移動交通費の一部が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 避難費用（避難交通費）
	イ 避難費用（謝礼）
	ウ 避難費用（面会交通費）
	エ 移動交通費
	オ 生活費増加費用（家財道具購入費）
	カ 生活費増加費用（二重生活費用）
	キ 線量計
	ク 除染費用（自主除染）
	ケ 除染費用（業者）
	コ 検査費用（ホールボディカウンター）
	サ 精神的損害
	シ 本件和解仲介に関する弁護士費用
期 間	ア 平成23年3月15日から同年12月23日まで
	イ 同上
	ウ 同上
	エ 平成24年1月1日から平成25年5月25日まで
	オ 平成23年3月15日から同年12月23日まで
	カ 同上
	キ 平成23年6月11日
	ク 平成23年8月1日から平成25年3月31日まで
	ケ 平成25年3月21日から同年5月24日まで
	コ 平成24年8月18日
	サ 平成23年3月11日から同年12月31日まで
	シ 平成23年3月11日から平成25年5月25日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての

和解金として、申立人らに対して金1,781,239円の支払義務があることを認める。

(内訳)

ア 避難費用 (避難交通費)	17,600円
イ 避難費用 (謝礼)	50,000円
ウ 避難費用 (面会交通費)	352,000円
エ 移動交通費	80,308円
オ 生活費増加費用 (家財道具購入費)	300,000円
カ 生活費増加費用 (二重生活費用)	300,000円
キ 線量計	68,050円
ク 除染費用 (自主除染)	120,000円
ケ 除染費用 (業者)	155,400円
コ 検査費用 (ホールボディカウンター)	6,000円
サ 精神的損害	280,000円
シ 本件和解仲介に関する弁護士費用	51,881円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の和解金のうち、金760,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 除染費用を裏付ける領収書原本の授受等

ア 申立人らは、被申立人に対し、第1項ケ記載の損害項目(除染費用)に関する領収証の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

イ 被申立人は、アの領収証の原本に、被申立人が申立人らに対して除染費用を支払った旨及びその額を記載の上、署名押印する。

ウ 被申立人は、申立人らに対し、イの領収証の原本を郵送することにより返却する。なお、郵送手数料は、被申立人の負担とする。

6 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1項ク及びケ記載の損害項目(除染費用)に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

7 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1項ク及びケ記載の損害項目(除染費用)について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

8 清算

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項ウ、サ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

9 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月16日

（仲介委員 大西英敏）